

出雲市原子力安全顧問の在任中の寄附等に関する自己申告状況について

顧問氏名 (五十音順)	出雲市原子力安全顧問設置要綱第5条第2項に定める報告事項	
	①令和5年4月1日から令和6年3月31日における、顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等(※1)からの寄附について、対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額	②令和5年4月1日から令和6年3月31日における、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
浅沼 徳子	非該当	東京電力ホールディングス株式会社 2名 グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 1名
香川 敬生	非該当	非該当
相楽 洋	非該当	東芝エネルギーシステムズ株式会社 1名
志賀 大史	非該当	非該当
島田 洋子	非該当	非該当
清 哲朗	非該当	非該当
野口 和彦	非該当	非該当

※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。